

田辺市平成30年台風第20号災害対応に係る第三者調査委員会報告書の再発防止策としての提言に対応した市の取組

提言		提言に対応した市の取組	取組の 進捗状況
提言 1 個々の職員の働き方について			
1 長時間連続勤務の制限		前日の退勤時刻から翌日の出勤時刻まで11時間以上の勤務間インターバル制度を設け、総務部長名で通知文を発出した。 なお、連続勤務時間の上限の設定については、現時点では制度化はできないが、今後、国における労働法改正の動向等を注視し検討を進めることとしている。	一部実施済
2 職員の意識改革と休憩取得等の組織的推奨			
(1)	職員の健康と福祉への配慮の重要性	体調不良を訴える職員がいる場合には、休憩命令、退勤命令という形ではないが、所属長は必要に応じ休憩等を促すこととし、総務部長名で通知文を発出した。また、災害対応代休制度を設けたほか、職員が休憩や休息を適切且つ積極的に取得することができるよう産業医による健康講座を開催し、職員の健康に配慮するよう取り組んだ。	実施済
(2)	職員の意識改革	災害対応時において、職員が休憩や休息を適切且つ積極的に取得できるよう、総務部長名で通知文を発出するとともに、産業医による健康講座を開催し、職員の意識改革を図った。	実施済
(3)	休憩取得等に向けた組織的対応	健康被害が生じることを防ぐため、災害対応に従事する職員の連続勤務を避け、災害対応時の各部等の体制において複数の班を編成し、職員が交代できる勤務ローテーションを構築するとともに、休息・休憩ルールを定めた。また、市役所本庁舎や各行政局等において仮眠室の使用ルールを作成し運用することとした。 こうしたことについて、総務部長名で通知文を発出するとともに、地域防災計画及び職員災害対応マニュアルへの追記を行った。	実施済
(4)	特別職、管理職の場合の配慮	災害対応時に部長級等の管理職も含め交代できる勤務ローテーションを構築し、特別職についても休憩や休息を取得することができるよう配慮することとした。 こうしたことについて、地域防災計画及び職員災害対応マニュアルへの追記を行った。	実施済
3 健康管理上の対応			
(1)	産業医の活用等によるストレスチェックの仕組み	体調が優れない職員については、産業医による面談を実施したほか、健康講座も実施した。また、毎週水曜日のノー残業デーには、庁内掲示板においてセルフケアの手法を紹介するとともに、休暇取得の促進、所属職員の体調及び休暇の管理について等の通知文を発出し、職員の健康管理について啓発を行った。 健康診断の結果等で保健指導の対象となった職員には、その保健指導面談を辞退することのないよう規定を設けることについて検討中である。	一部実施済
(2)	体調悪化を訴えた職員を支える職場環境づくり	体調不良を訴える職員がいる場合には、休憩命令、退勤命令という形ではないが、所属長は必要に応じ休憩等を促すこととしたほか、前日の退勤時刻から翌日の出勤時刻まで11時間以上の勤務間インターバル制度や、災害対応代休制度を設けるなどした。 また、職員が休憩や休息を適切且つ積極的に取得することができるよう産業医による健康講座を開催し、職員の健康に配慮するよう取り組んだ。	実施済
(3)	個人の健康状態を踏まえた管理指導・配慮のための仕組みづくり	公務災害に認定された案件のうち共有すべきものについては、安全衛生委員会において、個人情報に配慮しながら漏れなく情報共有を行うとともに、その内容について検証し改善策を提案していくこととした。 健康診断の結果に基づくフォローアップについては、対象となる職員に受診勧奨を積極的に行うほか、精密検査を要するとの結果が出ている職員については、産業医の就業判定通知を行うとともに、医療機関での受診結果の報告を求めることとし、総務部長名で通知文を発出した。 人事配置については、自己申告書に自身の健康状態を申告する欄を設けるなど、職員の健康状態を考慮した運用を行ったほか、健康診断の結果も踏まえ、総合的に判断することとした。	実施済

田辺市平成30年台風第20号災害対応に係る第三者調査委員会報告書の再発防止策としての提言に対応した市の取組

提言		提言に対応した市の取組	取組の進捗状況
提言2 危機管理局の業務について			
1 業務効率化、D Xの推進による業務量の削減、効率化		市役所新庁舎においてオペレーションシステムを導入し、ビジネスチャットツールを活用するなどにより、業務の効率化と職員の業務負担の軽減を図った。	実施済
2 職員の交替を容易にするための取組み			
(1) 職員間の情報共有手法の確立		実災害対応時において経時活動記録（クロノロジー）の様式を作成し、庁内で情報共有した。また、災害対応訓練においても、経時活動記録（クロノロジー）を作成し、情報共有を行った。	実施済
	(2) 防災計画やマニュアル等の理解と活用	職員の誰もが防災計画やマニュアルに基づき対応できるよう、災害対応の各部各班に応じた防災計画やマニュアル等の研修や災害対応訓練を実施し、より理解を深めた。災害対応訓練後には訓練の検証を行い、その結果に基づいて、計画やマニュアル等の内容に改善すべき点がないか検討し、必要に応じて見直しを行うこととした。	実施済
3 危機管理局長の所掌事務の範囲の見直し		地域防災計画では、災害対応時において「行政局管内の責任者は行政局長」であると規定していることから、行政局管内での判断等は危機管理局長ではなく、行政局長がこれを実践することとした。なお、行政局長と危機管理局長においては、より緊密に情報共有や協議を行い、状況により上位職とも協議を行ったうえで判断できるよう取り組んでいる。	実施済
提言3 田辺市の防災体制について			
1 判断の重大性を踏まえた組織対応体制の見直し			
(1) 避難勧告等の判断手続、危機管理局長の権限の明確化		避難情報発令の実施責任者は市長であるため、田辺市職員災害対応マニュアルの危機管理局長の所掌事務の項目を「市長が避難情報を発令するための判断」に修正した。	実施済
	(2) 防災計画上の組織体制の徹底	職員の誰もが防災計画やマニュアルに基づき対応できるよう、災害対応の各部各班に応じた防災計画やマニュアル等の研修や災害対応訓練を実施し、より理解を深めた。災害対応訓練後には訓練の検証を行い、その結果に基づいて、計画やマニュアル等の内容に改善すべき点がないか検討し、必要に応じて見直しを行うこととした。	実施済
	(3) 防災計画やマニュアルの遵守と改善	職員の誰もが防災計画やマニュアルに基づき対応できるよう、災害対応の各部各班に応じた防災計画やマニュアル等の研修や災害対応訓練を実施し、より理解を深めた。災害対応訓練後には訓練の検証を行い、その結果に基づいて、計画やマニュアル等の内容に改善すべき点がないか検討し、必要に応じて見直しを行うこととした。 また、災害対応後の検証を行うための様式を作成し、検証を徹底することとし、その結果に基づいて、計画やマニュアル等の内容に改善すべき点がないか検討し、必要に応じて見直しを行うこととした。	実施済
2 災害対応の記録化			
(1) 災害対応記録		実災害対応時において経時活動記録（クロノロジー）の様式を作成し、庁内で情報共有した。また、災害対応訓練においても、経時活動記録（クロノロジー）を作成し、情報共有を行った。	実施済
	(2) 決裁文書の作成	避難情報の発令・解除、体制の発令・解除等において、決裁文書様式を作成し運用している。	実施済

※上記に加え、災害時の配備体制の見直しなど災害対応組織のあり方について検討を行っているところである。